

「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」実施要領

1 趣旨

(1) 背景

東日本大震災以降増加した福島県内建設業の労働災害死傷者数は、会員各位の努力の結果、平成 27 年から 5 年連続減少した。

しかしながら、令和 2 年は休業 4 日以上死傷者数が 384 人、前年と比較して 44 人 (12.9%) の増加、死亡災害は 13 人で昨年より 6 人 (86%) の大幅な増加となっている。

なお、今年に入ってから、建設業では墜落・転落災害が多発 (33 件 (うち死亡 1 件) 令和 3 年 4 月末) しており、昨年を大幅に上回っている。

このため、6 月 10 日には、福島労働局では福島県内に「労働災害多発注意報」が発令された。

(2) 目的

この状況に鑑み、当支部では福島労働局と共催で労働災害防止キャンペーンとして「福島県建設業『ゼロ災宣言運動』2021」を行うこととした。

死傷災害の減少はもちろん、死亡災害の撲滅に向けて現在取り組んでいる「福島労働局第 13 次労働災害防止計画」の確実な実施とともに、その目標値を達成するためには、元請業者及び下請業者等と、現場で働く労働者らのすべての関係者が一体となったより一層の積極的な取組が求められている。

この運動は、職場で一定期間の無災害を目標とすることで、災害防止に関する習慣や職場でのより高い安全意識の高揚を図り、労働災害の防止に努めることを目的とする。

2 主催者

建設業労働災害防止協会福島県支部

3 共催者

福島労働局

4 実施主体

建設業労働災害防止協会福島県支部 会員

5 期 間

参加申込期間	令和3年7月19日～令和3年7月31日 (7月31日以降も8月一杯まで受け付けます。)
取組期間	令和3年8月1日～令和3年12月31日
結果報告期間	令和4年1月1日～令和4年1月14日

6 主催者の取組事項

- (1) 会員に対する周知・啓発
- (2) 「ゼロ災宣言運動」取組の外部への周知・広報
- (3) 「ゼロ災宣言運動」実施企業の集約及びHPでの取組公表
- (4) 宣言書様式、ステッカー等物品の調達・配布

7 実施主体の取組事項

- (1) 参加企業代表者によるゼロ災宣言
上記取組期間の災害件数の0（ゼロ）を達成すべく、参加企業の代表者による「ゼロ災宣言」を取組期間の早期に行い、社内及び現場掲示板において広く周知する。(様式は添付参照)
- (2) 参加企業の現場代理人によるゼロ災宣言
取組期間内に稼働している代表的な現場において現場代理人が「ゼロ災宣言」を作成し、各作業場、朝礼場所、作業車、休憩所等の目のつきやすい場所に掲示する。(様式は添付参照)

8 ゼロ災宣言に係る留意事項

企業代表者によるゼロ災宣言の項目は、これまでの企業の実績課題等を勘案して決定する。

また、現場代理人におけるゼロ災宣言の項目は、今般の福島労働局の労働災害多発注意報の重点取組項目の1つである「墜落・転落災害防止対策」の中から決定する。

(足場からの墜落防止、脚立作業の安全化、仮設通路の安全等)

9 参加手続き

参加を希望する企業は、企業代表者による安全の決意表明「ゼロ災宣言」を行い、労働者に周知した上で、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから参加申込期間内に参加申込書（様式1号）をダウンロードし、企業代表者による「ゼロ災宣言」の写しを添えて、建災防福島県支部にメールする。

また、希望した会社に対し建災防福島県支部よりステッカーを郵送するものとする。

10 結果報告手続き及び達成証の交付

参加企業が期間中において1日以上労働災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

参加企業は、建災防福島県支部ホームページ内の専用フォームから結果報告書（様式2号）をダウンロードし、結果報告期間内に建災防福島県支部にメールする。

結果報告のあった企業については達成証を交付する。

11 その他

参加企業及びゼロ災を達成した企業の名称については、原則として建災防福島県支部のホームページにおいて公表する。

※なお、詳細については、福島県建設業ゼロ災宣言運動フローを参照してください。